

「後見制度支援預金に係る特約」の取扱開始について

成年後見制度をご利用のお客さまを対象として、「後見制度支援預金に係る特約」（以下、本特約）の取り扱いを、一部店舗にて開始いたします。

本特約は普通預金に付与するもので、成年後見制度をご利用のお客さまは、家庭裁判所が発行した指示書に基づいてご利用いただけます。

本特約を付与した口座は、家庭裁判所が発行した指示書がなければ、払い戻し、ご解約などのお取引を行うことはできません。

また、家庭裁判所が発行した指示書に基づき、定額自動送金《きちんと振込》をお申込みいただくことで、日常生活に必要となる資金を、定期的に同一名義の口座へ振替えることが可能です。

1. 取扱開始日

2019年6月24日（月）

2. 特約の概要

次ページの説明書をご参照ください。

3. 取扱店舗

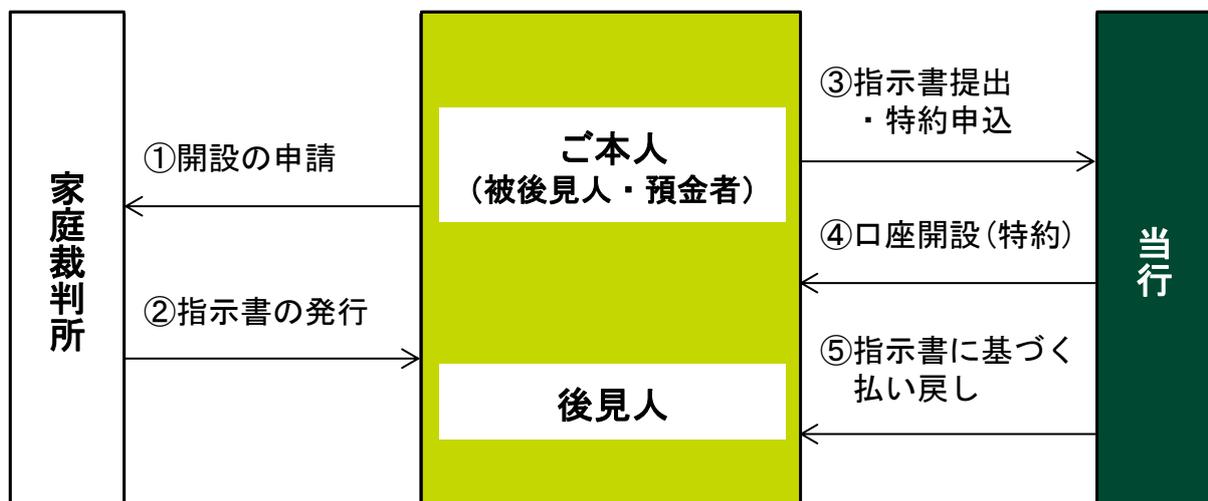
以下の店舗で受付けいたします。

東日本：横浜支店、日本橋支店、新宿支店

西日本：神戸営業部、梅田支店、難波支店

以 上

<参考：本特約の申込イメージ図>



後見制度支援預金の特約

- 成年後見制度をご利用のお客さまは、家庭裁判所が発行した指示書に基づき、普通預金に付与する後見制度支援預金の特約をご利用いただけます。
- 本特約を付与した口座は、家庭裁判が発行した指示書がなければ、払い戻し、ご解約などのお取引を行うことはできません。

特約名	● 後見制度支援預金に係る特約
ご利用いただけるお客さま	● 後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の発行を受けたお客さま
預金種類	● 普通預金 または 決済用普通預金
お申込方法	● 以下の店舗でのみ、お申し込みいただけます。 東日本: 横浜支店、日本橋支店、新宿支店 西日本: 神戸営業部、梅田支店、難波支店 ● 家庭裁判所が発行した指示書に基づき、ご利用いただけます。
預け入れ	● 新規の預け入れは、家庭裁判所が発行した指示書に基づき、指示書に記載された金額とします。 ● 都度の預け入れは、当行本支店窓口で預け入れいただけます。また、預け入れ金額に制限はありません。 ● 預け入れ金額は、1円以上1円単位となります。
払い戻し	● 家庭裁判所が発行した指示書に基づく、取り扱いとなります。なお、金額は、指示書に記載された金額とします。 ● 以下の店舗でのみ、払い戻しできます。 東日本: 横浜支店、日本橋支店、新宿支店 西日本: 神戸営業部、梅田支店、難波支店
お利息	● 当行が店頭に表示する普通預金の利率を適用します。特約による利息の変更はありません(決済用普通預金は無利息です)。
キャッシュカード	● 発行できません。
インターネットバンキング	● ご利用いただけません。
口座振替	● ご利用いただけません。 ただし、家庭裁判所が発行した指示書に基づき設定された、定額自動送金《きちんと振込》に限り、ご利用いただけます。
預金保険の適用	● 預金保険の対象です。元本1,000万円までとその利息等が保護されます。なお、決済用普通預金は全額保護されます。

- 「後見制度支援預金に係る特約」を申し込んだ各種普通預金は、当該預金の商品説明書もあわせてご参照ください。
- 預金保険制度の詳しい内容については、金融庁または預金保険機構のホームページをご参照ください。

金融庁ホームページ「預金保険制度」 <http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/>

預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp/>

- 詳しい内容については、取扱店舗の店頭にある特約書をご覧ください。

(2019年6月24日現在)

三井住友銀行